

第百五十二号議案

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提 出 者 東 京 都 知 事 小 池 百 合 子

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）の一部を次のように改正する。
第十条第三項中「（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）」を削る。

第二十四条第一項及び第二十四条の二第二項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

第二十四条の二の二第二号中「（同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

（提案理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。